

○ 不動産関連特定投資運用業を行う場合の要件を定める件（平成十九年金融庁告示第五十四号）

改正案	現行
金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第十三条第五号及び第四十九条第五号の規定に基づき、不動産関連特定投資運用業を行う場合の要件を次のように定め、平成十九年九月三十日から適用する。 （略）	金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第十三条第四号及び第四十九条第四号の規定に基づき、不動産関連特定投資運用業を行う場合の要件を次のように定め、平成十九年九月三十日から適用する。 （略）